

1. 支給手続

- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに、お住まいの市区町村の窓口へ直接、または郵送でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認のうえ、指定口座に振り込みます。
- ▶ 申請の受付期間については、お住まいの市区町村にお尋ねください。

2. 支給額

児童1人当たり 一律 **5万円**

3. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方

令和3年3月31日時点で

- ① 18歳未満の児童(障害児の場合、20歳未満)
を養育する父母等

(※ 令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

- ② {
■ 令和3年度住民税(均等割)が非課税の方
または
■ 令和3年1月1日以降の収入が急変し、
住民税非課税相当の収入となった方

※ 児童扶養手当を受給されている方は、既に給付金を支給済みです。(一部、申請が必要な方を除く。)

「子育て世帯生活支援特別給付金」の

❗ “振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。

